

志摩市総合事業サービスコード

国基準相当通所型サービス（志摩市総合事業 通所型独自サービス新規指定事業者用）

令和6年4月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位			
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス11	通所型サービス費 (独自)	事業者・要支援1	1,798単位	1798			
A6	1121	通所型独自サービス12		事業者・要支援2	3,621単位	3621			
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算				
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240			
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者または同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業者・要支援1	376単位減算	-376			
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業者・要支援2	752単位減算	-752			
A6	5010	通所型独自サービス生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100			
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50単位加算	50			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算		200単位加算	200			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算一	口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150			
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算二		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160			
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算一1	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業者・要支援1	88単位加算	1月につき		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算一2			事業者・要支援2	176単位加算		176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算二1	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業者・要支援1	72単位加算	72			
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算二2		事業者・要支援2	144単位加算	144			
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算三1	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業者・要支援1	24単位加算	24			
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算三2		事業者・要支援2	48単位加算	48			
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算一	生活機能向上連携加算		生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算		100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算二1			生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算一	口腔・栄養スクリーニング加算		(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算		20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算二			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算		5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき	

志摩市総合事業サービスコード

国基準相当通所型サービス（志摩市総合事業 通所型独自サービス新規指定事業者用）

令和6年4月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位
種類	項目					
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算二一	介護職員 処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算	1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算二		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算	
A6	6111	通所独自型サービス処遇改善加算三		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算1	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算2		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算	
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算	

A6	8001	通所型独自サービス1・定超	通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 1,798単位	定員超過の場合×70%	1259
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2 3,621単位		2535
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	1259
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2 3,621単位		2535
A6	1112	通所型独自サービス1 1日割	通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 59単位	59単位	59
A6	1122	通所型独自サービス1 2日割		事業対象者・要支援2 119単位	119単位	119
A6	8002	通所型独自サービス1 1日割・定超		事業対象者・要支援1 59単位	定員超過の場合×70%	41
A6	8012	通所型独自サービス1 2日割・定超		事業対象者・要支援2 119単位		83
A6	9002	通所型独自サービス1 1日割・人欠		事業対象者・要支援1 59単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	41
A6	9012	通所型独自サービス1 2日割・人欠		事業対象者・要支援2 119単位		83
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未 実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算 -18
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1日割			事業対象者・要支援1	1単位減算 -1
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36単位減算 -36
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2日割			事業対象者・要支援2	1単位減算 -1
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1	高齢者虐待防止措置未 実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算 -18
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1日割			事業対象者・要支援1	1単位減算 -1
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算 1		1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36単位減算 -36
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1			事業対象者・要支援2	1単位減算 -1

1日につき

A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算	480単位減算	480	1月につき
----	------	------------------	-------------	---------	-----	-------

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準通所型サービス(志摩市総合事業 基準緩和型通所サービス指定事業者用)

令和6年4月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位	
種類	項目			給付率			
A7	1001	通所型サービスA-1 (基本サービス/1割負担)	通所型サービスA (基本サービス)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)を利用(1割負担の利用者が利用する場合に使用)	90%	319	1日につき
A7	1002	通所型サービスA-2 (基本サービス/2割負担)		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)を利用(2割負担の利用者が利用する場合に使用)	80%	319	
A7	1003	通所型サービスA-3 (基本サービス/3割負担)		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)を利用(3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用)	70%	319	
A7	1201	通所型サービスA-4 (基本サービス/4割負担)		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)を利用(3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用)	60%	319	
A7	1004	通所型サービスA二1 (追加サービス1/1割負担)	通所型サービスA (追加サービス1)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴または送迎サービスを追加(1割負担の利用者が利用する場合に使用)	90%	339	1日につき
A7	1005	通所型サービスA二2 (追加サービス1/2割負担)		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴または送迎サービスを追加(2割負担の利用者が利用する場合に使用)	80%	339	
A7	1006	通所型サービスA二3 (追加サービス1/3割負担)		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴または送迎サービスを追加(3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用)	70%	339	
A7	1211	通所型サービスA二4 (追加サービス1/4割負担)		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴または送迎サービスを追加(3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用)	60%	339	
A7	1007	通所型サービスA三1 (追加サービス2/1割負担)	通所型サービスA (追加サービス2)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴及び送迎サービスを追加(1割負担の利用者が利用する場合に使用)	90%	359	1日につき
A7	1008	通所型サービスA三2 (追加サービス2/2割負担)		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴及び送迎サービスを追加(2割負担の利用者が利用する場合に使用)	80%	359	
A7	1009	通所型サービスA三3 (追加サービス2/3割負担)		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴及び送迎サービスを追加(3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用)	70%	359	
A7	1221	通所型サービスA三4 (追加サービス2/4割負担)		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴及び送迎サービスを追加(3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用)	60%	359	
A7	1601	通所型サービスC(1割負担)	通所型サービスC(短期集中予防サービス)	指定事業所が提供する短期集中予防サービス(通所型)を利用(1割負担の利用者が利用する場合に使用)	90%	550	1日につき
A7	1602	通所型サービスC(2割負担)		指定事業所が提供する短期集中予防サービス(通所型)を利用(2割負担の利用者が利用する場合に使用)	80%	550	
A7	1603	通所型サービスC(3割負担)		指定事業所が提供する短期集中予防サービス(通所型)を利用(3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用)	70%	550	
A7	1604	通所型サービスC(4割負担)		指定事業所が提供する短期集中予防サービス(通所型)を利用(3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用)	60%	550	

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準通所型サービス(志摩市総合事業 基準緩和型通所サービス指定事業者用)

令和6年4月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位	
種類	項目					給付率			
A7	1010	通所型サービスA-1 処遇改善加算一 (基本サービス/1割負担)	通所型サービスA (基本サービス) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算I:1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の59/1000加算	90%	17	1日につき
A7	1011	通所型サービスA-1 処遇改善加算二 (基本サービス/1割負担)		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算II:1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の43/1000加算	90%	12	
A7	1012	通所型サービスA-1 処遇改善加算三 (基本サービス/1割負担)		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算III:1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の23/1000加算	90%	6	
A7	2011	通所型サービスA-1 特定処遇改善加算1 (基本サービス/1割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の12/1000加算	90%	3	1日につき
A7	2012	通所型サービスA-1 特定処遇改善加算2 (基本サービス/1割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の10/1000加算	90%	2	
A7	3011	通所型サービスA-1 ベースアップ等支援加算 (基本サービス/1割負担)	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	90%	3	1日につき
A7	1015	通所型サービスA-2 処遇改善加算一 (基本サービス/2割負担)	通所型サービスA (基本サービス) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算I:2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の59/1000加算	80%	17	1日につき
A7	1016	通所型サービスA-2 処遇改善加算二 (基本サービス/2割負担)		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算II:2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の43/1000加算	80%	12	
A7	1017	通所型サービスA-2 処遇改善加算三 (基本サービス/2割負担)		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算III:2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の23/1000加算	80%	6	
A7	2021	通所型サービスA-2 特定処遇改善加算1 (基本サービス/2割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の12/1000加算	80%	3	1日につき
A7	2022	通所型サービスA-2 特定処遇改善加算2 (基本サービス/2割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の10/1000加算	80%	2	
A7	3021	通所型サービスA-2 ベースアップ等支援加算 (基本サービス/2割負担)	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	80%	3	1日につき
A7	1020	通所型サービスA-3 処遇改善加算一 (基本サービス/3割負担)	通所型サービスA (基本サービス) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算I:3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の59/1000加算	70%	17	1日につき
A7	1021	通所型サービスA-3 処遇改善加算二 (基本サービス/3割負担)		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算II:3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の43/1000加算	70%	12	
A7	1022	通所型サービスA-3 処遇改善加算三 (基本サービス/3割負担)		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算III:3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の23/1000加算	70%	6	
A7	2031	通所型サービスA-3 特定処遇改善加算1 (基本サービス/3割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の12/1000加算	70%	3	1日につき
A7	2032	通所型サービスA-3 特定処遇改善加算2 (基本サービス/3割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の10/1000加算	70%	2	
A7	3031	通所型サービスA-3 ベースアップ等支援加算 (基本サービス/3割負担)	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	70%	3	1日につき

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準通所型サービス(志摩市総合事業 基準緩和型通所サービス指定事業者用)

令和6年4月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位	
種類	項目					給付率			
A7	1301	通所型サービスA-4 処遇改善加算一 (基本サービス/4割負担)	通所型サービスA (基本サービス) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算I: 4割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の59/1000加算	60%	17	1日につき
A7	1311	通所型サービスA-4 処遇改善加算二 (基本サービス/4割負担)		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算II: 4割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の43/1000加算	60%	12	
A7	1321	通所型サービスA-4 処遇改善加算三 (基本サービス/4割負担)		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算III: 4割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の23/1000加算	60%	6	
A7	2041	通所型サービスA-4 特定処遇改善加算1 (基本サービス/4割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の12/1000加算	60%	3	1日につき
A7	2042	通所型サービスA-4 特定処遇改善加算2 (基本サービス/4割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の10/1000加算	60%	2	
A7	3041	通所型サービスA-4 ベースアップ等支援加算 (基本サービス/4割負担)	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	60%	3	1日につき
A7	1025	通所型サービスAニ1 処遇改善加算一 (追加サービス1/1割負担)	通所型サービスA (追加サービス1) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス1)に対する処遇改善加算I: 1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の59/1000加算	90%	18	1日につき
A7	1026	通所型サービスAニ1 処遇改善加算二 (追加サービス1/1割負担)		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス1)に対する処遇改善加算II: 1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の43/1000加算	90%	13	
A7	1027	通所型サービスAニ1 処遇改善加算三 (追加サービス1/1割負担)		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス1)に対する処遇改善加算III: 1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の23/1000加算	90%	7	
A7	2211	通所型サービスAニ1 特定処遇改善加算I (追加サービス1/1割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の12/1000加算	90%	3	1日につき
A7	2212	通所型サービスAニ1 特定処遇改善加算II (追加サービス1/1割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の10/1000加算	90%	2	
A7	3211	通所型サービスAニ1 ベースアップ等支援加算 (追加サービス1/1割負担)	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	90%	3	1日につき
A7	1030	通所型サービスAニ2 処遇改善加算一 (追加サービス1/2割負担)	通所型サービスA (追加サービス1) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス1)に対する処遇改善加算I: 2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の59/1000加算	80%	18	1日につき
A7	1031	通所型サービスAニ2 処遇改善加算二 (追加サービス1/2割負担)		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス1)に対する処遇改善加算II: 2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の43/1000加算	80%	13	
A7	1032	通所型サービスAニ2 処遇改善加算三 (追加サービス1/2割負担)		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス1)に対する処遇改善加算III: 2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の23/1000加算	80%	7	
A7	2221	通所型サービスAニ2 特定処遇改善加算I (追加サービス1/2割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の12/1000加算	80%	3	1日につき
A7	2222	通所型サービスAニ2 特定処遇改善加算II (追加サービス1/2割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の10/1000加算	80%	2	
A7	3221	通所型サービスAニ2 ベースアップ等支援加算 (追加サービス1/2割負担)	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	80%	3	1日につき

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準通所型サービス(志摩市総合事業 基準緩和型通所サービス指定事業者用)

令和6年4月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位	
種類	項目					給付率			
A7	1035	通所型サービスAニ3 処遇改善加算一 (追加サービス1/3割負担)	通所型サービスA (追加サービス1) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス1)に対する処遇改善加算I: 3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の59/1000加算	70%	18	1日につき
A7	1036	通所型サービスAニ3 処遇改善加算二 (追加サービス1/3割負担)		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス1)に対する処遇改善加算II: 3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の43/1000加算	70%	13	
A7	1037	通所型サービスAニ3 処遇改善加算三 (追加サービス1/3割負担)		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス1)に対する処遇改善加算III: 3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の23/1000加算	70%	7	
A7	2231	通所型サービスAニ3 特定処遇改善加算I (追加サービス1/3割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の12/1000加算	70%	3	1日につき
A7	2232	通所型サービスAニ3 特定処遇改善加算II (追加サービス1/3割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の10/1000加算	70%	2	
A7	3231	通所型サービスAニ3 ベースアップ等支援加算 (追加サービス1/3割負担)	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	70%	3	1日につき
A7	1401	通所型サービスAニ4 処遇改善加算一 (追加サービス1/4割負担)	通所型サービスA (追加サービス1) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス1)に対する処遇改善加算I: 4割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の59/1000加算	60%	18	1日につき
A7	1411	通所型サービスAニ4 処遇改善加算二 (追加サービス1/4割負担)		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス1)に対する処遇改善加算II: 4割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の43/1000加算	60%	13	
A7	1421	通所型サービスAニ4 処遇改善加算三 (追加サービス1/4割負担)		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス1)に対する処遇改善加算III: 4割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の23/1000加算	60%	7	
A7	2241	通所型サービスAニ4 特定処遇改善加算I (追加サービス1/4割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の12/1000加算	60%	3	1日につき
A7	2242	通所型サービスAニ4 特定処遇改善加算II (追加サービス1/4割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の10/1000加算	60%	2	
A7	3241	通所型サービスAニ4 ベースアップ等支援加算 (追加サービス1/4割負担)	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	60%	3	1日につき
A7	1040	通所型サービスA三1 処遇改善加算一 (追加サービス2/1割負担)	通所型サービスA (追加サービス2) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス2)に対する処遇改善加算I: 1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の59/1000加算	90%	19	1日につき
A7	1041	通所型サービスA三1 処遇改善加算二 (追加サービス2/1割負担)		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス2)に対する処遇改善加算II: 1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の43/1000加算	90%	14	
A7	1042	通所型サービスA三1 処遇改善加算三 (追加サービス2/1割負担)		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス2)に対する処遇改善加算III: 1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の23/1000加算	90%	7	
A7	2311	通所型サービスA三1 特定処遇改善加算I (追加サービス2/1割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の12/1000加算	90%	3	1日につき
A7	2312	通所型サービスA三1 特定処遇改善加算II (追加サービス2/1割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の10/1000加算	90%	3	
A7	3311	通所型サービスA三1 ベースアップ等支援加算 (追加サービス2/1割負担)	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	90%	3	1日につき

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準通所型サービス(志摩市総合事業 基準緩和型通所サービス指定事業者用)

令和6年4月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位	
種類	項目					給付率			
A7	1045	通所型サービスA三2 処遇改善加算一 (追加サービス2/2割負担)	通所型サービスA (追加サービス2) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス2)に対する処遇改善加算I: 2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の59/1000加算	80%	19	1日につき
A7	1046	通所型サービスA三2 処遇改善加算二 (追加サービス2/2割負担)		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス2)に対する処遇改善加算II: 2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の43/1000加算	80%	14	
A7	1047	通所型サービスA三2 処遇改善加算三 (追加サービス2/2割負担)		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス2)に対する処遇改善加算III: 2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の23/1000加算	80%	7	
A7	2321	通所型サービスA三2 特定処遇改善加算I (追加サービス2/2割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の12/1000加算	80%	3	1日につき
A7	2322	通所型サービスA三2 特定処遇改善加算II (追加サービス2/2割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の10/1000加算	80%	3	
A7	3321	通所型サービスA三2 ベースアップ等支援加算 (追加サービス2/2割負担)	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	80%	3	1日につき
A7	1050	通所型サービスA三3 処遇改善加算一 (追加サービス2/3割負担)	通所型サービスA (追加サービス2) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス2)に対する処遇改善加算I: 3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の59/1000加算	70%	19	1日につき
A7	1051	通所型サービスA三3 処遇改善加算二 (追加サービス2/3割負担)		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス2)に対する処遇改善加算II: 3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の43/1000加算	70%	14	
A7	1052	通所型サービスA三3 処遇改善加算三 (追加サービス2/3割負担)		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス2)に対する処遇改善加算III: 3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の23/1000加算	70%	7	
A7	2331	通所型サービスA三3 特定処遇改善加算I (追加サービス2/3割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の12/1000加算	70%	3	1日につき
A7	2332	通所型サービスA三3 特定処遇改善加算II (追加サービス2/3割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の10/1000加算	70%	3	
A7	3331	通所型サービスA三3 ベースアップ等支援加算 (追加サービス2/3割負担)	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	70%	3	1日につき
A7	1501	通所型サービスA三4 処遇改善加算一 (追加サービス2/4割負担)	通所型サービスA (追加サービス2) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス2)に対する処遇改善加算I: 4割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の59/1000加算	60%	19	1日につき
A7	1511	通所型サービスA三4 処遇改善加算二 (追加サービス2/4割負担)		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス2)に対する処遇改善加算II: 4割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の43/1000加算	60%	14	
A7	1521	通所型サービスA三4 処遇改善加算三 (追加サービス2/4割負担)		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(追加サービス2)に対する処遇改善加算III: 4割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の23/1000加算	60%	7	
A7	2341	通所型サービスA三4 特定処遇改善加算I (追加サービス2/4割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の12/1000加算	60%	3	1日につき
A7	2342	通所型サービスA三4 特定処遇改善加算II (追加サービス2/4割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の10/1000加算	60%	3	
A7	3341	通所型サービスA三4 ベースアップ等支援加算 (追加サービス2/4割負担)	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算	60%	3	1日につき